

都市公園事業の計画段階評価に係る評価手法（案）

都市公園事業における計画段階評価は、国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領、都市公園事業の計画段階評価実施要領細目による他、以下に定める評価方法により実施するものとする。

1. 対象とする都市公園事業

対象とする事業は、都市公園法第2条第1項第2号ロに掲げる、国が設置する公園又は緑地に係る事業（維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く）とする。

- (1) 国家的な記念事業として閣議の決定を経て設置する公園又は緑地（以下、ロ号公園〔記念事業〕とする）
- (2) 我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する公園又は緑地（以下、ロ号公園〔文化的資産〕とする）

なお、都市公園法第2条第1項第2号イに掲げる、国が設置する公園又は緑地に係る事業については、都市公園事業における計画段階評価の事例の蓄積を踏まえ、必要に応じて対象とする。

2. 対象とする計画

計画段階評価の対象は「基本構想」の検討段階とする。

3. 計画段階評価の実施手順

計画段階評価は、以下のプロセスに沿って実施するものとする。

(1) 計画検討の発議

評価の実施主体は、計画段階評価に向けた検討を開始する際に、当該事業の目的、検討の進め方、スケジュール等の事項を明確にし、検討に着手することを公表する。

(2) 事業目的となる背景・解決すべき課題の把握、原因分析

①ロ号公園〔記念事業〕

記念事業を実施するに至った背景及び記念事業として国営公園事業が求められる背景について整理を行う。

②ロ号公園〔文化的資産〕

事業対象となる文化的資産及び事業対象地の周辺地域について、文化的資産の保存及び活用の経緯・現況、文化的資産周辺の土地利用状況等の現況を把握し、文化的資産の保存及び活用上の課題の整理を行う。

また、事業対象となる文化的資産の「我が国固有の優れた文化的資産」としての適性

について整理を行う。

③共通事項

都市公園の多種多様な役割を踏まえ、事業対象地及びその周辺地域の自然的特性、人文的特性、社会的特性の観点から、解決すべき課題・背景の把握及び原因分析を行う。

これらに用いる資料・データ等は、計画段階における検討であることを踏まえ、入手可能な範囲で適切なものを用いるとともに、資料・データ等の制約、分析精度等を勘案の上、適切な分析手法、項目を選定する。

(3) 達成すべき政策目標の明確化

①口号公園 [記念事業]

都市公園法上規定された設置目的を踏まえ、国家的な記念事業として果たすべき役割に関する事項を第一義的な政策目標として設定する。

②口号公園 [文化的資産]

都市公園法上規定された設置目的を踏まえ、我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用に関する事項を第一義的な政策目標として設定する。

③共通事項

上記①、②の他、(2)③の解決すべき課題・背景の把握及び原因分析を踏まえ、多様な観点から政策目標を設定する。なお、ここで設定した政策目標は上記①、②の政策目標を補完するものとして位置付ける。

(4) 複数案の設定

3(3)で設定した政策目標を実現するための適切な計画を決定するため、計画の複数案を設定し比較・評価を行う。

複数案の設定に際しては、それぞれの案において整備の考え方を検討し、整備方針として設定することとする。

整備方針では、必要な機能・役割を確保するための主要な施設等や運営方法を例示し、概算事業費、将来の維持管理費の概算額や事業の実現性（事業完了までの期間等）を示すこととする。概算事業費、将来の維持管理費の概算額や事業の実現性については、計画段階評価の実施時点では不確実性を含むものであることから、一定の幅をもって数値で示す又はランクで示すとともに、設定案によって差異が生じる根拠についても示すこととする。また、各案の得失を明確にするために複数案の設定方針や理由を明確にする。なお、複数案の設定にあたっては、以下の点に留意する。

①政策目標が達成できる案を設定する。

②地域特性や事業特性等に応じて設定する。なお、市民参画を実施している場合には、市民・関係者等の関心事を含めることとする。

③政策目標を一定程度達成することができる場合には、事業を行わない案についても、比較評価の参考として示すことが望ましい。

(5) 評価項目の設定

複数案の比較・評価を行うため、評価項目を設定する。なお、評価項目の設定にあたっては、以下の点に留意する。

- ①政策目標の達成度合いを評価できること。
- ②地域特性や事業特性等に配慮していること。なお、市民参画を実施している場合については、市民・関係者等の関心事も含めること。
- ③可能な限り客観的な指標を用いて評価可能な項目を設定すること。数値化できる指標が存在しない又は指標の数値化が困難な場合には、可能な限り客観的な判断基準等を設定して評価ができる項目を設定すること。また、概算事業費、将来の維持管理費の概算額や事業の実現性についても評価項目の一つとして設定すること。
- ④可能な限り費用対効果分析上の計測対象となる価値と関連する項目を設定すること。

(6) 複数案の比較・評価

複数案について、評価項目ごとの評価結果に基づいてその優位性を評価する。

評価項目ごとの評価にあたっては、正確な資料・データ等に基づき、できるだけ客観的な判断根拠を示すこととし、数値化できないものについても、定性化した評価の判断根拠を示し、可能な限り客観性の確保に努めることとする。また、ハード面での評価だけでなく、ソフト面での活用可能性も含めて評価を行うものとする。

これら評価の判断根拠の他、三段階程度に分類して評価を行うこととする。なお、評価結果は、別紙評価表により整理を行うものとする。

(7) 対応方針（原案）の決定

評価の実施主体は、(7)の評価結果を踏まえ複数案の中から計画案を選定し、対応方針（原案）を決定する。なお、対応方針（原案）の設定にあたっては、以下の点に留意すること。

- ①国営公園の設置目的に係る政策目標は第一義的に位置付けるべきものであるため、当該政策目標に係る評価項目の評価結果については、補完的に設定した政策目標に係る評価項目の評価結果よりも重視して対応方針（原案）を決定すること。また、必要に応じて、補完的に設定した政策目標に係る評価項目間においても、重みづけを行って対応方針（原案）を決定すること。
- ②評価の実施主体の裁量が大きいため、複数案の絞り込みの考え方、比較・評価の過程で特に重視した観点や項目、重視した理由等を明示し、透明性の確保に努めること。
- ③市民参画を実施している場合については、市民・関係者等の意見等に対する対応状況を示すこと。
- ④選定した事業計画案を実施するにあたり配慮・留意事項がある場合、これらを明確化すること。

(8) 学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見聴取

(7)で決定した対応方針（原案）について、学識経験者等の第三者から構成される委員会等から意見聴取を行う。

学識経験者等の第三者から構成される委員会については、各評価の実施主体ごとに設置することとする。なお、本委員会については、5で掲げる委員会と同一の委員会とすることを妨げない。

4. 市民参画促進

計画段階評価において、市民・関係者等の事業計画に対する意見等の把握、事業計画に対する理解の促進を図るとともに、把握した意見等を計画検討において活用し、よりよい計画を策定するため、市民・関係者等との適切なコミュニケーションを確保する住民参画を実施することが望ましい。

市民参画促進については、「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン（平成20年4月 国土交通省）」を参考に取るものとする。

5. 委員会等の設置

評価の実施主体は、必要に応じて、計画段階評価における計画検討手順、市民参画促進、技術・専門的検討に対して客観的な立場から助言等を行う委員会等を設置する。

これらの委員会等は、「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン（平成20年4月 国土交通省）」を参考に設置するものとする。

6. その他留意事項

計画段階評価の実施後、新規採択時評価を実施する段階においても、計画段階評価における検討の経緯を十分に勘案するとともに、計画段階評価の中で収集した調査結果・データ等については、有効に活用すること。

都市公園事業における計画段階評価の評価表

政策目標		A・B・C案共通			
比較案		A案	B案	C案	
事業計画	整備方針	・整備の基本的考え方の解説			
		・イメージ等を図示			
	概算事業費	約〇〇〇億円～約〇〇〇億円			
	将来の年間維持管理費	約〇億円～約〇億円			
評価	政策目標に係わる評価 (設置目的)	評価項目	○	△	×
		評価項目	○	・できるだけ客観的な判断根拠を示す ・数値化できないものについても、定性化した評価の判断根拠を示す	
	政策目標に係わる評価 (その他の目的)	評価項目	○	・ハード面での評価だけでなく、ソフト面での活用可能性も含めて評価	
		評価項目	△		
	概算事業費	国営公園の平均事業費等より適性を判断			
		○	△	△	
	将来の年間維持管理費	国営公園の平均維持管理費等より適性を判断			
		○	△	×	
	事業の実現性	・全体供用までのおおよその期間や事業実施の際の課題点等があれば示す			
		○	△	△	
地域の意見	・関係自治体の意見や市民参画での意見や要望				
対応方針（原案）	<ul style="list-style-type: none"> ・評価結果は、評価項目の階層性を踏まえて評価の重みを考慮し、総合的に判断する。 ・複数案の絞り込みの考え方、比較・評価の過程で特に重視した観点や項目等を明示し、透明性の確保に努める。 ・市民参画を実施している場合は、市民・関係者等の意見等に対する対応状況を示す。 ・事業計画案を実施するにあたり配慮・留意事項がある場合は明記する。 				
第三者委員会の意見					
対応方針（案）					

【参考：本手順で示す用語の解説】

		本手法における用語の意味
用語の解説	設置目的	都市公園法第2条第1項第2号に規定される要件。 <ul style="list-style-type: none"> ・イ号公園：一の都府県を越えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地 ・ロ号公園：国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地
	政策目標	『何故公園をつくるのか』、『どのような公園をつくるのか』を示すもの。設置目的や事業の背景に加え、対象地及びその周辺地域の自然条件・人文条件・社会条件等の前提条件から求められる社会的な要請等を踏まえて設定するもの。
	基本構想	設置目的や各種前提条件を踏まえ、『何故公園をつくるのか』、『どのような公園をつくるべきか』という公園整備の考え方や整備の目標像をとりまとめ、これらをどのように具体化していくか（『どのように公園をつくるか』）を検討するもの。
	事業化	計画検討に入る予算処置の確定した段階。
	閣議決定	ロ号公園の設置に必要な手続き。 対象公園の設置目的、位置、規模を決定する。
	市民・関係者等	市民の他、公園利用者、企業、特定非営利活動促進法第二条の二に規定する特定非営利活動法人（NPO）等を示す。 また、市民参画促進を図るためには、影響を及ぼす市民・関係者に対して幅広く、積極的にアプローチする事が求められる。影響が及ぶ市民・関係者には、周辺居住者や公園を利用者はもとより、公園利用の有無にかかわらず影響を受ける関係者等、幅広い範囲の市民・関係者が含まれるものとする。